

総合的対策に基づく改革工程表

※「各府省*」は基幹統計・一般統計調査所管府省を、「各府省」は基本的には全府省（タスク内容によっては一部の府省のみ該当のものも含まれる）が該当するものを指す。
 ※新型コロナウイルス感染症対応業務の状況を見つつ、必要な場合には、弾力的に進めていくものとする。

ステートメント1 高い品質の統計を安定的に提供するため、適切な統計作成プロセスの確立を

タスク（要旨）	担当	元年度	2年度	3年度以降	管理番号
① 統計を作成する場合には、調査計画について事前の専門的検討と事後の検証を行い、不断に統計作成プロセスを改善（PDCAサイクルの確立）					
・調査実施後、各府省統計幹事の下、調査担当者自ら事後検証を行い、結果を次回以降の調査計画や業務マニュアルの見直し等に反映	各府省* 総務省政策統括官	P D C Aガイドラインの策定	実施準備 (実施計画等)	事後検証を計画的に実施	1-1
・総務省による調査計画の承認審査の対象は、事前審査が適当な点に絞り、その他は、各府省による事後検証の結果を活用して確認するとともに、調査計画の記載内容の見直しを実施	総務省政策統括官	承認審査見直しの検討		各府省によるPDCAを前提とした承認審査の実施	1-2
1-2(4)民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認 ・民間委託ガイドラインに基づき、品質確保に特に配慮が必要な契約は、総合落札方式等の選定方法。仕様書や契約書に必要な内容を明記し、適切な履行確認 ・統計調査員の任命状況の確認、適切な調査を確保する措置（研修や指導員の巡回）を事務手引等で定め ・コンプライアンスチェックの原則導入など、調査特性に応じた履行確認、監査、調査員のサポート体制	各府省*	民間委託ガイドラインに基づき、適切な契約・履行確認			1-3
1-2(5)業務マニュアルの整備 ・総務省が標準マニュアルを作成・提供し、一般統計を含めた各府省の業務マニュアルの整備を促進 ・作成した業務マニュアルは定期的に確認	各府省* 総務省政策統括官 総務省統計局 (独)統計センター		【統括官】標準マニュアル作成、提示	【統括官】標準マニュアル更新、提示	1-4
IV-2-1 一点検結果を踏まえた個別統計の改善 ・調査計画と相違が確認された統計について改善。総務省は、各府省から報告された改善案の内容を確認し、統計委員会に報告するとともに概要を公表	各府省* 総務省政策統括官 統計委員会	【各府省】改善結果、改善案を総務省に報告	【統括官】統計委報告(概要公表)		1-5
② 問題が確認された統計から、BPRの手法も活用して統計作成プロセスの改革に取り組み、その結果を横展開					
・基幹統計等重要統計のうち、誤りや恒常的遅延が発生しているもの等から対象を選定して統計作成プロセスを改革 ・結果を横展開し、府省横断的に統計作成プロセス標準化 ・他府省等の職員や専門家が参加した検証チームを編成して実施	各府省* 内閣官房 総務省政策統括官 総務省統計局 (独)統計センター	【内閣官房】統計作成プロセス改革の実施要領の検討（年度内） 【各府省,内閣官房】対象統計の選定 検証チーム編成（総務省統計局等の職員を含む※）	統計作成プロセス改革の検討	【各府省,内閣官房】結果の反映（マニュアル改定等）、各府省共有 (必要に応じて)対象統計の選定、統計作成プロセス改革の検討	2-1
1-2(1)オンライン調査の推進 ・オンライン回答率が低調な調査については、原因を分析の上、回収率の向上方策について検討	各府省* 総務省政策統括官		【統括官】実施把握・整理	【各府省】原因分析・向上策の検討	2-2
III-2 情報システムの適正化 ・「ブラックボックス化」しているシステムについては、仕様書等を早急に整備するとともに、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討	各府省*		仕様書等の整備、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行		2-3
③ 統計作成プロセスに対する第三者監査の導入に向けた準備の推進					
・統計委員会において、1年以内に、品質管理の専門家の協力を得ながら、国際的な品質マネジメント規格を踏まえた「要求事項」を取りまとめ ・各府省は、「要求事項」に基づき統計作成プロセスの第三者監査に着手し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上。当面は、品質上の問題発生リスクの大きい事項や重要統計を対象に実施 ・第三者監査は、中央統計機構（総務省）から派遣する統計監理官（仮称）[タスク⑨参照]や、監査対象府省以外の府省の統計実務家が、統計委員会が示す方針の下で、統計研究研修所の支援も受けながら実施	各府省* 総務省政策統括官 統計委員会 総務省統計研究研修所		【各府省,統括官,統計委】要求事項の検討 【各府省,統括官,統計委】実施方針等検討	【各府省,統括官,統計委】(要求事項の見直し) 【各府省,統括官,統計委】第三者監査の実施 【各府省,統括官,統計委】監査体制の整備 【研修所】支援(研修等)	3

ステートメント 2 問題の発見に努め、発見された場合は速やかに改善を

タスク (要旨)	担当	元年度	2年度	3年度以降	管理番号	
④ データ誤り発見のため、システムを用いたエラーチェック、人間によるチェックを適切に実施						
<ul style="list-style-type: none"> 各調査担当は、システムを用いたエラーチェック、集計等を委託している外部機関に対するエラーチェックに関する適切な指示を行うとともに、データ審査を適切に実施 統計分析審査官による分析的審査を適切な実施 統計分析審査官は、各調査担当における審査の実施状況を確認、助言を実施 	各府省* 内閣官房	分析審査官が、各府省の審査実施状況を確認 各府省の基礎的審査導入計画を策定	導入計画に従い、基礎的審査を導入。 調査の重要度等に応じて、分析的審査を順次導入 (上記審査の導入は、各府省のシステム更改時期を踏まえつつ対応) 製表ツールの試験提供 (試験運用) (管理番号16) 製表ツールの本格提供 (管理番号16)		4	
⑤ 統計の誤りが判明した場合には、HPなど適切かつ効果的な方法で公表するとともに、政府内の主要な統計ユーザーに直ちに連絡するなど、ユーザー・ファーストで対応						
<ul style="list-style-type: none"> 統計作成部局では、内外からの疑義照会など誤りの可能性が生じた段階から組織内で情報共有 具体的な誤りが判明した場合、統計利活用リスト [タスク⑥] を活用した政府内ユーザーへの連絡、HPやSNS等を活用した各方面のユーザーへの周知を行うとともに、ユーザーへの影響を把握して速やかな対応 各府省は、あらかじめ対応ルールを策定 	各府省*		誤りが判明した場合の対応ルールの策定 対応ルールに沿った対応 <ul style="list-style-type: none"> 内外からの疑義照会を組織内で情報共有 誤り判明した場合に、ユーザーへの連絡 		5-1	
<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房統計改革推進室が対応ルールのひな形を作成して各府省に提供 	内閣官房	対応ルールのひな形作成			5-2	
⑥ 作成した統計の事後的な検証や再集計に必要な情報を一元的に保管						
<ul style="list-style-type: none"> 全ての基幹統計及び一般統計の調査票情報、作成に活用した統計や行政記録情報、メタデータについては、その正本又は副本を、統計センターにおいて、一元的な永年保管を段階的に推進するための検討 保管年限について、公文書管理法との関係整理 	各府省* 政策統括官 統計センター	【統括官】 公文書管理法との関係整理	【統括官、センター】ガイドライン等の改訂検討 一元的な永年保管に向けた課題の把握・検討	調査票情報、作成に活用した統計や行政記録情報、メタデータの統計センターにおける一元的な永年保管を段階的に推進 (4年度～)	6-1	
<ul style="list-style-type: none"> 加工統計や業務統計について、e-Statに掲載されているものなど重要なものから、作成に活用した統計や行政記録情報、メタデータの統計センターにおける一元的な永年保管に向けて検討 保管年限について、公文書管理法との関係整理 	各府省 政策統括官 統計センター			可能なものから、順次、統計センターにおける一元的な永年保管 (4年度～)	6-2	
⑦ 発生してしまった誤りは貴重な材料として活かし、統計の品質を向上						
<ul style="list-style-type: none"> 誤りが発生した場合、具体事例を統計分析審査官が精査し、原因を確認した上で事実上即時に効果的な再発防止策を検討し、結果を府省内で共有 	各府省* 内閣官房		誤り発生時に再発防止の検討 省内で共有		7-1	
<ul style="list-style-type: none"> 政府全体の誤り発生情報は一元的に集約した上で、総務省政策統括官 (統計基準担当)、統計局等が連携して、政府全体で共有 	内閣官房 総務省政策統括官 総務省統計局	元年度の発生情報	誤り発生情報、再発防止策を政府全体で共有	各年度の発生情報	誤り発生情報、再発防止策を政府全体で共有	7-2

ステートメント3 変化に対応した統計自体の見直しを

タスク(要旨)	担当	元年度	2年度	3年度以降	管理番号
⑧ 統計の重点的な作成や見直し、チェック等を実現する観点から、政府統計の区分を見直し					
<ul style="list-style-type: none"> 各府省は、総務省と連携して、基幹統計の範囲について、対象の絞り込みや、一般統計との入替え等を検討 一般統計も、重要な政策立案や重要統計の作成に利用されるものや民間で広く利用されるものは、例えば重要一般統計と位置付け、基幹統計に準じた扱い 社会・経済状況の変化に対応し、費用対効果も踏まえたメリハリある業務遂行確保のため、概ね5年ごとに見直し 	各府省* 内閣官房 総務省政策統括官 統計委員会		【各府省,内閣官房,統括官】 一般統計の重要度に応じた区分の検討、総務省による決定	基幹統計の範囲の検討、総務省による決定 5年ごとに見直し	8
⑨ 政府統計の区分に応じて、メリハリのある管理の仕組みを確立					
<ul style="list-style-type: none"> 重要一般統計とされなかった調査は、効率化を徹底、調査結果取りまとめ段階で、調査の継続や各調査項目・各集計表の必要性について検証 各府省は、個々の基幹統計について、社会・経済の変化に対応した不断の見直しを徹底。個々の重要一般統計も、これに準じて対応 	各府省* 総務省政策統括官		一般統計の重要度に応じた区分の検討、総務省による決定 (管理番号8)	PDCAの事後検証の中で対応	9
⑩ 政府統計の補完の観点から、政府関係法人や民間の統計を利用しやすくするための品質評価の仕組みを整備					
<ul style="list-style-type: none"> EBPMの推進等に当たり、政府関係法人等が作成する統計、バイアスのあるデータ等を活用しやすくするため、総務省政策統括官が、品質の状況やメタデータ等の公表の状況を評価するためのガイドラインを策定 総務省政策統括官及び内閣官房統計改革推進室は、各府省の協力を得ながら、統計を作成している政府関係法人等に、ガイドラインを満たしている場合は表示することを要請 	各府省 内閣官房 総務省政策統括官		標本抽出等の情報の掲載 (管理番号24-2)	見える化検査の定期実施 (管理番号24-4) 【統括官】 ガイドライン策定 政府関係法人等に対する要請	10-1
<ul style="list-style-type: none"> SDG指標の作成・提供を行う部局が、知見を有する第三者による検証結果等を表示することによってユーザーの信頼を確保し、試行的な指標として示すなど、新しい情報源の政府統計への活用可能性を探るパイロットケースとして、SDG指標の算出に向けた取組を促進 	各府省 総務省政策統括官	既存の統計を中心に公表できるSDG指標を公表	令和2年3月の国連における指標の包括的見直しを踏まえ、新たな情報源の政府統計への活用可能性も含めて、SDG指標の算出に向けた取組をさらに促進		10-2

ステートメント4 統計の重要性と社会的影響についての意識を大切に

タスク(要旨)	担当	元年度	2年度	3年度以降	管理番号
⑪ 統計行政の運営原則(統計行政運営ビジョン)を策定して、国民に信頼される統計を確実かつ安定的に提供する職場風土を確立					
・今後の統計行政が何を指し、何に価値を置くかを明示する「統計行政の運営原則(統計行政運営ビジョン)」を策定するとともに、国民に信頼される統計作成のための職場風土を確立。	各府省 総務省政策統括官 統計委員会				11
⑫ 国民に信頼される統計を作成する職場風土の確立に当たっては、「褒める組織」への転換を重視					
・先進的な取組をしたチームや小さな改善を行った者を表彰するなど、組織内で意見が出しやすい環境の整備、小さな改善・大きな改革の奨励、ベストプラクティスの共有などを実施	各府省 総務省政策統括官				12-1 12-2
・従来から実施されている統計調査員を始めとした統計功労者の表彰についても、行事や広報を充実	各府省* 総務省政策統括官				12-2
⑬ 統計職員を支える行動理念(統計職員バリュー)を策定し、職員の意識改革を推進					
・統計職員の内面を支える行動理念(統計職員バリュー)を策定。統計職員バリューは、統計業務経験やその遂行に当たってのヒヤリ・ハット経験が豊富な各府省の統計職員が共同で作成し、政策部局等を含め、府省内に広く共有	各府省 総務省政策統括官				13
⑭ 統計行政運営ビジョン、統計職員バリューを実践し、その成果を共有化					
・統計行政運営ビジョン、統計職員バリューの実践を促進するとともに、実践した成果の共有を推進	各府省 総務省政策統括官 総務省統計研究研修所				14
⑮ 幹部職員と現場の距離を縮めるなど、風通しの良い職場の確立					
・統計幹事や管理職は、PDCAサイクルによる調査実施後の検証作業や都道府県等の統計主管課長会議等の機会を通じた、日常的な現場の声の把握を徹底 ・本府省や全国の現場に赴き、国の統計職員や、地方公共団体の統計職員、統計調査員等との意見交換を行う機会を定期的に設け、業務の見直し等で活用	各府省				15

ステートメント 5 統計部局のリーダーシップの下で協働し、政府一体となった統計整備を

タスク (要旨)	担当	元年度	2 年度	3 年度以降	管理番号
⑯ 総務省統計局、統計センター等を、政府全体のハブ機関（中央統計機構）に位置付け、各府省の統計作成をサポート					
<ul style="list-style-type: none"> 総務省政策統括官、統計局、統計研究研修所及び独立行政法人統計センターは、政府統計全体のハブ機関（中央統計機構）として、各府省の統計作成を支援 ※基幹統計及び一般統計等の統計センターにおける一元的な永年保管は [タスク⑥] 	総務省政策統括官 総務省統計局 総務省統計研究研修所 (独)統計センター	関連規定の整備	統計作成支援センター開設 サポートメニュー作成	各府省から統計作成に関する相談を一元的に受付、回答 各府省の統計作成の支援 (委託仕様書の提供、標準的な製表ツール提供、専門人材の派遣)	16
⑰ 各府省の統計部局を、府省内のハブ機関（府省内中核統計機構）に位置付け、府省内の統計作成をサポート					
<ul style="list-style-type: none"> 統計幹事を支える各府省の統計部局は、府省内のハブ機関（府省内中核統計機構）として、府省内の統計作成を幅広くサポート ※統計業務資格保有者の集中配置、情報の一元的管理は [タスク⑳] 	各府省 総務省政策統括官		府省内中核統計機構の標準的な機能の検討 【各府省】統計部局に省内統計作成支援窓口を順次開設	【各府省】府省内から統計作成に関する相談を一元的に受付、回答 【各府省】各府省内の統計作成の支援 (調査計画の策定・変更の支援、政策部局への人材の派遣)	17
⑱ ハブ機関（中央統計機構、府省内中核統計機構）の既存の機能についても、その強化・追加を進めるとともに、ハブ機関に求められる役割を果たし、正確な統計を安定的に作成するためのリソースを確保					
<ul style="list-style-type: none"> 統計分析審査官が収集した調査結果の誤り等の失敗情報を分析し、再発防止策を検討し、各府省への相談対応や支援メニューの改善に活用 中央統計機構及び府省内中核統計機構には、必要なリソースを確保 ※分析的審査の導入はタスク④参照 ※再発防止の検討はタスク⑦参照 ※業務資格の認定はタスク⑳参照 ※統計作成プロセスの改革への助言はタスク②参照 ※府省内中核統計機構のPDCA管理はタスク①参照 	各府省* 内閣官房 総務省政策統括官 総務省統計局 総務省統計研究研修所 (独)統計センター		【内閣官房,統括官,統計局,研修所,センター】 調査結果の誤り等の失敗情報の分析、再発防止策を踏まえた各府省相談対応、支援メニューの改善	【各府省,統括官,統計局】 ハブ機能の確保に必要なリソース要求	18
⑲ 政府統計の企画・制度管理等を担う組織の機能についても、ハブ機関によるサポートと協働による統計作りの導入と併せて新たな機能を確立					
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会が定める方針の下、中央統計機構に専門家（品質管理の専門家・実務家、研究者等）をプールして統計監理官（仮称）として各府省に派遣（非常勤）し、統計幹事等をサポート 統計監理官は、統計委員会が定める方針の下で、統計作成プロセス監査 [タスク③参照]、府省内のPDCAの実施状況 [タスク①参照] や調査現場に対するコンプライアンスチェックの実施状況を点検。統計研究研修所による支援も受けながら、統計幹事に専門分野に応じた助言 統計委員会及び中央統計機構は、各統計監理官から統計作成プロセス監査の結果等の報告を受け、結果を取りまとめた必要な改善策を検討します。 	各府省* 総務省政策統括官 統計委員会 総務省統計局 総務省統計研究研修所		【統括官,統計委,各府省】 統計監理官の活動方針の検討 【統括官】 統計監理官の採用 統計作成プロセス監査の要求事項検討 (管理番号3)	4年度～ 統計監理官の活動状況とりまとめ、改善方針の検討 【統括官,各府省】 統計監理官の各府省への派遣 【研修所】 統計監理官の支援	19-1
<ul style="list-style-type: none"> PDCAサイクルの確立、統計作成プロセスの改革（BPR）、統計作成プロセス監査の導入や、それらの取組のフォローアップの実施等に伴い、統計委員会において従来実施していた統計棚卸はこれらの取組と統合するとともに、統計法施行状況調査については実施方法を見直し 	総務省政策統括官 統計委員会		【統括官】 統計法施行状況調査の見直し①	【統括官】 統計法施行状況調査の見直し②	19-2
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会の本委員は、毎月労働統計問題のような重大事案が発生した場合に、関連する専門知識等を有する委員が常動的に勤務しうる予算や執務室等の環境を確保 	総務省政策統括官 統計委員会		重大事案発生時に対応しうる予算、執務室の確保		19-3
<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房統計改革推進室から各府省に派遣されている統計分析審査官は、活動が定着するとともに、中央統計機構による各府省への専門家の派遣等の仕組みが軌道に乗った段階で、内閣官房から中央統計機構への移管を検討 	内閣官房			(5年度以降) 統計分析審査官の中央統計機構への移管の検討 (必要に応じて前倒し対応)	19-4

ステートメント6 政府統計のプロフェッショナルとして、専門性の向上を

タスク(要旨)	担当	元年度	2年度	3年度以降	管理番号
⑳ 府省内の統計作成の拠点となり、政策立案の支援もできる統計業務資格保有者(統計データアナリスト・統計データアナリスト補)の配置を推進					
・一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計の高度な調査設計、管理、分析、審査能力を有する者を、「統計データアナリスト」として認定し、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する場合には、「統計データアナリスト補」として認定	各府省 内閣官房 総務省政策統括官 総務省統計研究研修所		認定要件の検討(履修科目、業務経験年数等) 大学履修経験、民間資格等による受講免除要件の検討	育成課程の本格実施 業務資格の認定開始 (管理番号21-2)	20-1
・概ね5年後を目途に、各府省は、基幹統計及び一般統計の調査設計は統計データアナリスト、調査実施は統計データアナリスト補以上の管理下で行い、上級の統計分析審査官には統計データアナリストを充てる	各府省*			業務資格保有者を調査設計、調査実施管理に順次配置 7年度～ 業務資格保有者による統計作成体制確立(調査設計、調査実施管理への配置義務化) 業務資格保有者の集中的な確保・育成(管理番号21-1)	20-2
・資格保有者は、統計部局に集中的に配置し、必要に応じて、政策部局の調査設計や調査実施管理、政策指標の改善や政策研究等に責任を持って携われる体制を整備 ・統計部局は、資格保有者のプロフィールを管理して、府省内の政策部局や政策研究所等に広く情報提供	各府省 総務省政策統括官 総務省統計研究研修所		【統括官、研修所】 プロフィール管理の雛形提供	【各府省】 資格保有者のプロフィール管理	20-3
㉑ 政府全体で、統計業務資格保有者(統計データアナリスト・統計データアナリスト補)の計画的な育成					
・各府省は、所管する基幹統計及び一般統計の数や規模等を勘案して、必要となる統計データアナリスト及びアナリスト補の人数を育成目標として定めて計画的に確保・育成(当面5年間で集中的に確保・育成)。所管統計が少ない府省も、統計データアナリスト補を確保・育成	各府省 内閣官房 総務省政策統括官		【各府省】 確保・育成目標の策定 【内閣官房,統括官】 確保・育成目標の策定支援	6年度まで 【各府省】業務資格保有者の集中的な確保・育成(受講促進、アナリスト候補者指名、他府省からの受入調整、民間人材・研究者の弾力的な採用・任用の検討) 7年度～ 業務資格保有者による統計作成体制確立(調査設計、調査実施管理への配置義務化)(管理番号20-2)	21-1
・総務省統計研究研修所に統計データアナリスト等育成課程を新設し、各府省から推薦された一定の業務経験を有する者等が育成課程を修了した場合、資格を認定 ・研修所では、専門人材を教授等として招聘するなど、育成課程の高度な研修の企画・実施や統計技術研究に協力を得るため、学界等とコミュニティを形成	総務省統計研究研修所	統計研修の体系的見直し	認定要件の検討(履修科目、業務経験年数等) 大学履修経験、民間資格等による受講免除要件の検討(管理番号20-1) 育成課程の試行(業務資格の仮認定) ※仮認定者は、補講等により正式認定 専門人材を教授として招聘するなど学界とのコミュニティ形成	育成課程の本格実施 業務資格の認定開始	21-2
・総務省統計局、統計センターは、各府省からOJT研修生を受け入れて統計業務の実務経験を積ませるとともに、統計研究研修所の研修を計画的に受講させることにより、各府省の人材育成、資格保有者確保を支援	各府省 総務省政策統括官 総務省統計局 (独)統計センター		OJT研修生の派遣・受入		21-3
・統計研究研修所は、資格保有者情報をデータベースで管理。内閣官房統計改革推進室及び総務省政策統括官(統計基準担当)は、政府全体の専門人材育成状況を把握して、各府省における計画的な育成を促進	内閣官房 総務省政策統括官 総務省統計研究研修所		認定要件の検討(履修科目、業務経験年数等) 大学履修経験、民間資格等による受講免除要件の検討(管理番号20-1) 【内閣官房,統括官】 確保・育成目標の策定支援(管理番号21-1)	【研修所】 資格保有者情報をデータベースで管理 【内閣官房,統括官】 各府省における計画的な育成を促進(資格取得数、統計作成者の経験年数、研修受講状況を整理)	21-4
・資格保有者の適切な処遇・配置等(政策部局と統計部局の双方の勤務経験、国内外の大学への留学や派遣、国際機関勤務、学会活動への参加、データ関連民間企業との人事交流など)さらなる能力の向上、通常の異動周期にとらわれない長期間配置の検討	各府省 内閣官房 総務省政策統括官		認定要件の検討(履修科目、業務経験年数等) 大学履修経験、民間資格等による受講免除要件の検討(管理番号20-1) 【各府省】 確保・育成目標の策定(管理番号21-1) 資格保有者の処遇・配置の検討		21-5
統計 提 言 Ⅲ-1体制の確保<各府省における職員の育成等> ・初任者には原則としてオンライン研修等による基礎的な研修(統計制度を含む)を受講させる。 ・調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計には、当該統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成	各府省 総務省統計研究研修所		統計業務の初任者にオンライン研修等による初任者研修の受講を促進 【各府省】 調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成し、当該統計の関連業務に配置		21-6

② 統計部局の幹部、管理職の専門性の向上					
・総務省政策統括官（統計基準担当）及び統計研究研修所が共同で、初任の幹部・管理職向けの研修を人事異動時期に合わせて実施（統計制度、統計実務、統計改革の課題、組織マネジメント、各種の問題事案の経緯・教訓等）	各府省 総務省政策統括官 総務省統計研究研修所	統計研修の体系的見直し （管理番号21-2）	初任幹部・ 管理職研修を 実施	初任幹部・ 管理職研修を 毎年度実施	22-1
・将来の統計幹部・管理職の確保・育成の観点から、幹部候補育成課程と統計職員の育成との連携を検討 ・統計幹事を支える体制に、統計データアナリスト等の資格保有者など統計に関する知識経験を有する職員を配置	各府省 内閣官房 総務省政策統括官 総務省統計研究研修所		【内閣官房,統括官】 将来の幹部候補育成課程と統計職員の育成との連携の検討		22-2
③ 地方公共団体の統計職員の人材確保・育成や専門性の向上と統計調査員の確保					
・総務省が、地方公共団体の統計職員の業務の標準化や、地域の事情等を踏まえた弾力的な人員の配置を支援。地域の実情に合わせた業務の見直しや高度化が必要な場合は、一時的な加配も検討	総務省政策統括官		地方公共団体の統計職員の業務の標準化や、地域の事情等を踏まえた弾力的な人員配置の支援		23-1
・国の統計部局と地方公共団体の人事交流を促進（地方公共団体の統計職員に統計業務経験を積む機会を提供、国の統計職員に地方の調査現場の実情を学ばせる）	各府省* 総務省政策統括官		国と地方公共団体の人事交流の促進		23-2
・十分な能力を有している地方公共団体の職員には、統計研究研修所の研修受講後、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の資格を付与	総務省政策統括官 総務省統計研究研修所	認定要件の検討（履修科目、業務経験年数等） 大学履修経験、民間資格等による受講免除要件の 検討（管理番号20-1）	地方公共団体への業務資格制度の周知	育成課程の本格実施 業務資格の認定開始 （管理番号21-2） 育成課程の本格実施に合わせて、 地方公共団体の統計職員に対する 業務資格の認定開始	23-3
・地方公共団体の求めに応じ、地方公共団体が国の調査結果を二次利用して行う統計作成、国の調査に上乗せして行う統計調査や独自に実施する統計調査について、必要な技術的支援を実施	総務省政策統括官 総務省統計局 総務省統計研究研修所 （独）統計センター	統計作成支援 センター開設 （管理番号 16）	統計作成支援センターにおける地方公共団体からの相談受付開始		23-4
・統計調査員研修の充実、技術と能力のある統計調査員を安定的に確保するための方策についての幅広い検討	総務省政策統括官		統計調査員の確保策の検討		23-5

ステートメント7 国民とのコミュニケーションを大切に

タスク（要旨）		担当	元年度	2年度	3年度以降	管理番号
②4 統計の作成プロセスや精度に関する透明性の確保						
	<ul style="list-style-type: none"> 総務省が、統計調査の調査計画を一元的に閲覧できるようHPに掲載。調査の事後検証結果も調査計画とリンクさせるなど、併せて閲覧可能とする 	各府省* 総務省政策統括官 総務省統計局		e-Statに調査計画を一元的に掲載	随時更新 調査の事後検証結果を掲載	24-1
統計委員 提言	<ul style="list-style-type: none"> 1-3統計の仕様・品質に関する情報開示等による外部検証可能性の確保<統計作成プロセスの透明化> 標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等の情報について調査計画に参考情報として記載 	各府省* 総務省政策統括官 総務省統計局	PDCAガイドラインの策定 (管理番号1-1)	標本抽出等の情報を調査計画と併せて掲載	随時更新	24-2
	<ul style="list-style-type: none"> 統計作成プロセス監査の結果を、統計委員会が取りまとめて公表 	統計委員会		要求事項、実施方針等の検討 (管理番号3)	統計作成プロセス監査の実施 (管理番号3) 4年度～ 前年度監査結果の公表	24-3
	<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会において実施された見える化状況検査を定期的に行い、検査事項が全て公表されるようにすることはもとより、公表内容の質を向上 	各府省* 統計委員会		標本抽出等の情報の掲載 (管理番号24-2) 【各府省】基幹統計における既存検査事項の確実な公表	見える化状況検査の定期的な実施	24-4
②5 統計は国民の情報基盤であることを自覚し、利便性の高い方法による提供を推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 各府省は、ユーザーによる再入力や書式変換等の不要な、利用しやすいデータ形式による統計情報の提供を推進 e-Statにおいては、API機能を活用できる統計を拡大するため、データベース形式による提供を集中的に拡大 基幹統計や国際比較等に利用されることの多い重要一般統計〔タスク⑧〕は、英語の名称を定めてe-Statや各府省のHPに掲載 	各府省 総務省政策統括官 総務省統計局		見直しに向けた準備	【各府省】 再入力や書式変換等の 不要なデータ形式による公表 各府省のシステム更新時期を踏まえつつ、データベース形式による提供を集中的に拡大（～原則として4年度）	25-1
統計委員 提言	<ul style="list-style-type: none"> 1-3統計の仕様・品質に関する情報開示等による外部検証可能性の確保<統計の利活用の促進> 調査票情報の二次利用のオンサイト施設の設置を促進するとともに、3年以内に、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票情報をオンサイト施設で提供 	各府省* 総務省政策統括官 総務省統計局 (独)統計センター		一般統計の重要度に応じた 区分の検討、総務省による 決定 (管理番号8) 英語名称 検討 e-Statや各府省 HPに掲載 (～3年度)	オンサイト施設の設置促進	25-2
	<ul style="list-style-type: none"> 調査票情報の高度利用を推進するため、統計法に基づいた十分なセキュリティの確保を行いながら、より利便性の高い「リモートアクセス」方式による調査票情報の提供や「オンデマンド」方式によるオーダーメイド集計の実現に向けて検討 	総務省政策統括官 総務省統計局 (独)統計センター		調査票情報のリモートアクセス方式の実現に向けた検討	調査票情報のオンデマンド 集計の実現について検討を 行い、結論を得る 左記結論を踏まえた所要の対応	25-3
②6 統計ユーザーのニーズを把握して、利用価値の高い統計を提供						
	<ul style="list-style-type: none"> E BPM推進委員会が行う統計等データの提供等に関するユーザー要望・提案募集や、政府内統計利用リスト、統計委員会による統計利用状況調査等を実施して、統計のニーズを把握 政府内外のユーザーに、政府統計を利用して作成した成果物に利用した統計の名称を記載するようHP等で要請 	各府省 内閣官房 総務省政策統括官 統計委員会		ユーザー要望・提案募集、統計利活用状況調査等の定期的な実施 【内閣官房】政府内統計利用リストの定期的な更新 【各府省、統括官】 利用した統計の名称の記載 をHP等で要請 反映 標準マニュアル 更新、提示 (管理番号1-4)		26
②7 統計調査の負担の軽減と報告者との関係の強化、調査への協力の確保						
	<ul style="list-style-type: none"> 各府省は、統計調査を行う前に、調査現場の課題を汲み上げつつ〔タスク⑮〕、データ収集方法の見直しや調査の手法・回数・項目等の見直し等により、報告者の負担を軽減〔タスク⑳〕 各府省は、統計調査を行う際に、調査対象者に対し、統計調査の意義や調査事項の必要性、調査結果の利活用状況を分かりやすく丁寧に説明するとともに、報告者等の意見募集の仕組みがあることを紹介するなど、意見把握を推進。対応が困難な意見については丁寧に説明 各府省は、調査結果について、地方公共団体の協力も得て、国民や事業者にフィードバックするなど、調査結果の見える化 	各府省* 総務省政策統括官		【統括官】標 準的マニュアル に 反映、提示 【各府省】マニュアルを順次整備、実施		27

ステートメント 8 報告者負担と品質の改善に向けて、官民の各種データの有効活用を

タスク (要旨)	担当	元年度	2年度	3年度以降	管理番号
⑳ 今後3年間でデータソース多様化集中期間として、行政記録情報や民間データを洗い出して、統計作成への活用を拡大					
<ul style="list-style-type: none"> 各府省は、政策部局の協力も得ながら、既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計を3年間で集中的に洗い出し、速やかに試行的活用を行い、5年以内に可能な限り実装 統計作成に用いられてこなかった民間データについても、データ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討 整備された母集団情報の活用により、調査票へのプレプリントを進めて、報告者負担の改善を一層推進 	各府省 内閣官房 総務省政策統括官		活用可能な行政記録情報や業界統計等の民間統計、民間データの集中的な洗い出し、試行的活用、実装（～4年度）		28-1
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から行政記録情報を転記する形で収集している調査については、作業ミスの軽減や報告者負担の改善の観点から、円滑な収集方法を検討 	各府省* 総務省政策統括官		地方の行政記録情報を転記して収集している調査の把握	改善方策の検討	28-2
㉑ 行政記録情報やPOSデータ等のビッグデータの活用、先進的な調査技術等の研究の本格化と試行的な活用					
<ul style="list-style-type: none"> 行政記録情報やビッグデータ等の活用について、本格的に検討し、可能性の高いものから試行的に活用 大学等と協力して高度専門人材を育成・確保しつつ、シェアリングエコノミーなど多様化する経済活動の把握、質の変化を反映した価格の把握手法など、社会・経済の変化に対応しうる統計技術・手法の研究開発 データホルダーから提供を得られていないデータでも、有償で、データホルダーが統計的に加工したデータ等の提供を受ける仕組みなど、「どうすれば提供が受けられるか」といった観点からも検討 	各府省 内閣官房 総務省政策統括官 総務省統計研究研修所		行政記録情報やPOSデータ等のビッグデータ等の活用についての本格的な検討（㉑における集中的な洗い出しを受けた、試行的活用に向けた検討（～4年度）を含む）		29

おわりに

要旨	担当	元年度	2年度	3年度以降	管理番号
基本計画の策定					
<ul style="list-style-type: none"> 報告書に定めた対策のうち、特に重要なものについては、統計法に基づき策定されている「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月閣議決定）を改定してこれに盛り込むとともに、統計委員会における定期的なフォローアップを実施 基本計画の策定、フォローアップ等の実施状況について、統計改革の一環として、統計改革推進会議に随時報告 	各府省 内閣官房 総務省政策統括官 統計委員会		<ul style="list-style-type: none"> 【各府省,統括官】基本計画の改定 【統括官】統計法施行状況調査の見直し②（管理番号19-2） 【統計委】定期的なフォローアップ 	【内閣官房,統括官】統計改革推進会議に随時報告	30
教育行政との連携					
<ul style="list-style-type: none"> 高等教育段階における数理・データサイエンス教育の一層の普及・展開への協力 	総務省政策統括官 総務省統計局 総務省統計研究研修所		高等教育段階における数理・データサイエンス教育の一層の普及・展開への協力		31